

令和 7 年 10 月 1 日

各事業者 様

瀬戸内町商工交通課長 勇 忠一



町営船利用に係る請求書発行日の変更について(お知らせ)

拝啓 貴社におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素はひとかたならぬご厚情にあずかり厚く御礼申し上げます。

さて、町営船利用に係る請求書について、毎月 1 日を目途に請求書の発行を行ってまいりましたが、利用者の利便性向上の為導入したキャッシュレス等による複雑化した事務処理や、各事業者への内容確認等に時間を要しており、発行日の見直しをせざるを得ない状況になりました。

つきましては、円滑な事務処理を行うため請求書発行日を下記のとおり変更させて頂きたく存じます。

皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1.実 施 日 令和 7 年 10 月利用分より
- 2.請求書発行日 毎月 15 日
- 3.請求支払日 請求書発行日の翌月 15 日

いづれも、土・日・祝日にあたる場合はその前の平日

※請求内容は各月の 1 日～月末の利用分とし、締日の変更はございません。

以上

問い合わせ先

瀬戸内町役場商工交通課 船舶交通係

担当者 藤井・義永

Tel0997-72-4560